令和4年7月28日までの 個人情報取扱事務届出書(報告)

資料5

【久喜市個人情報保護条例第8条第1項及び第3項】

- 1 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人が検索し得る形で個人情報が記録された公文書又は磁気テープ等を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
 - 一~六 省略
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を審議会 に報告しなければならない。

実 施 機 関	届出件数				
	開始	廃止	変更	目的外利用	外部提供
市長	1		1		
教育委員会					
選挙管理委員会					
公平委員会					
監査委員					
農業委員会					
固定資産評価審査委員会					
議会					
合 計	1		1		